八王子ファミリー・サポート・センター運営要綱

(名称)

第1条 本会は、八王子ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務局)

第2条 センターの事務局は、東京都八王子市東町 5番6号に置く。

- 2 事務局の休館日は、次のとおりとする。
- (1)日曜日
- (2)祝日法第3条に規定する休日
- (3) 八王子市子ども家庭支援センター条例施行規則第8条第1号に規定される休館日

(目的)

第3条 八王子市民を対象として、育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)と育児の援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)を組織化し、会員が相互に育児の援助活動(以下「援助活動」という。)を行うことにより、市民の仕事と育児の両立を支援するとともに、子育て中の家庭の育児負担の軽減を図り、地域で子育てを支援する環境づくりに資することをもって労働者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習関係業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(会員の登録)

第5条 センターは、次の各号に掲げる要件を満たす者を会員として登録する。

- (1) センターの目的を十分に理解していること。
- (2) 八王子市内に居住していること。

「居住している」とは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)5 条に規定する住民基本台帳に記録されているところに現に居住していることをいう。

- (3) 依頼会員は、小学校6年生までの子どもと同居する保護者であること。
- (4) 提供会員は、積極的に援助活動を行うことができる18歳以上の者であって、心身ともに健康な者とする。
- 2 依頼会員と提供会員は、兼ねることができる。

(登録の手続)

第6条 センターの会員になろうとする者は、別に定める「センターのきまり」の内容を承諾したうえで会員申込書(第1号様式)を事務局に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 依頼会員になるに際しては、センターの実施する「説明会」に参加しなければならない。
- 3 提供会員になるに際しては、センターの実施する講習を受講しなければならない。
- 4 市長は、第1項の承認をしたときは、会員に対して会員証(第2号様式)を発行し、会員票(第3号様式)により会員の登録を行うものとする。
- 5 会員は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに変更届(第4号様式)を

提出しなければならない。

(配慮が必要な家庭等の利用支援)

第7条 センターにおけるひとり親家庭、ダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時行っている世帯)妊産婦の家庭、及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等(以下、「ひとり親家庭等」という。)に対して利用を支援する。

- 1 ひとり親家庭等がセンターを利用する場合、個別事情に配慮した対応で会員登録をする。
- 2 ひとり親家庭等がセンターを利用する場合、提供会員を優先して調整する。

(アドバイザー及びサブ・リーダー)

第8条 アドバイザーは、第4条に定める業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の統括
- (2) サブ・リーダーの育成指導
- 3 アドバイザーは、会員を一定の地区を単位とした複数の会員グループに分け、会員グループごとに世話役として、会員のうちからサブ・リーダーを選任することができる。
- 4 サブ・リーダーは、必要に応じアドバイザーを補佐する。

(「センターのきまり」の遵守等)

第9条 会員は、別に定める「センターのきまり」を遵守しなければならない。

(会員の資格喪失等)

- **第10条** 会員は、会員資格を辞退しようとするときは、辞退届(第4号様式)によりセンターに届け出なければならない。
- 2 会員は、第5条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなった場合、会員の資格を失うものとする。
- 3 会員は、会員資格の喪失に際して、会員証をセンターに返還しなければならない。

(会員登録の取り消し)

第 11 条 市長は、会員がこの要綱の規定に違反したとき、または会員としてふさわしくない 行為をしたときは、会員の登録を取り消すことができる。

附 則(平成9年9月30日決裁)

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成11年1月6日決裁)

この要綱は、平成11年1月6日から施行する。

附 則(平成 12 年7月 10 日決裁)

この要綱は、平成 12 年7月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月1日から施行する。

附 則(平成 14 年 10 月 1 日決裁)

この要綱は、平成 14 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成16年8月1日決裁)

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年1月 24 日決裁)

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 14 日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月13日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日決裁)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年 4月1日決裁)

この要綱は、令和2年 4月1日から施行する。